

概算数量発注特記仕様書

(一部を概算数量で発注している場合)

1. 本工事は、標準横断図（および代表断面）により積算を行い、発注している。

対象工種は、本工事費内訳書の中の〇〇〇工、〇〇〇工、……、である。

2. 受注者は、受注後、別途貸与する実施設計図書に基づき、契約締結後1ヶ月以内に工事現場を照査し、その結果を発注者に報告するとともに、施工計画書を作成し監督員に提出するものとする。

3. 受注者は、貸与された実施設計図書及び必要に応じて監督員の承諾を得た施工図面に基づき施工するものとする。

4. 請負代金額の変更は、承諾書及び指示書等に基づいて行う。